

エレベータ保守点検業務仕様書

この仕様書は、保守点検業務の大要を示すものであり、現場の実情に応じ、軽微な事項は本書に記載のない事項であっても、エレベータの正常かつ良好な運転状態を保つため必要がある業務は、甲乙協議のうえ契約金額の範囲内で行うものとする。

記

1 遠隔監視装置

- (1) 乙は、エレベータ又はエレベータを設置した建物内に遠隔監視装置を設置し、遠隔監視装置と乙の監視センター等との間に通信回線を開設のうえ、通信接続する。遠隔監視及び通信の方法については、乙の定めるところによる。
- (2) 遠隔監視装置は、発信機その他付属部品(映像確認用カメラを含む。)により構成され、これらの所有権は乙に帰属する。
- (3) 通信回線は、乙が提供(貸与)し、乙が通信回線を貸与した場合の回線使用料は、契約料金に含むものとする。

2 遠隔監視点検

- (1) 乙は、自らの監視センター等において、通信回線を利用して常時エレベータの異常・不具合の有無を監視点検するものとし、監視点検項目及び内容は、別表1のとおりとする。
- (2) 乙は、前項の監視点検に基づく異常・不具合の有無について、毎月文書で甲に報告するものとする。

3 専門技術者派遣点検

- (1) 乙は、契約書第4条に基づき、専門技術者を派遣してエレベータを正常かつ良好な運転状態に保つよう保守点検業務を行うものとする。
- (2) 前項の保守点検業務の箇所及び点検対象は、別表2のとおりとし、その結果を甲に文書で報告するものとする。

4 緊急時の対応

- (1) 乙は、甲からエレベータに故障等の緊急事態が発生した旨の通報を受けた場合、速やかにエレベータの運行状態を確認するとともに、専門技術者を出向派遣するなど事態に応じた適切な処置をとるものとする。

但し、甲又はエレベータの利用者の責に帰すべき事由により専門技術者が出向処置した場合は、甲又は当該利用者に対し、その出向処置に要した費用を請求することができる。

- (2) 乙は、前項の処置を行ったとき、その結果を文書で甲に報告するものとする。